

# 令和7年度 土浦市立図書館一部運営業務委託プロポーザル実施要領

## 1 目的

図書館の一部運営業務の受託には、公立図書館等の運営経験に基づく事業者としての運営能力と、図書館司書資格や図書館勤務経験による専門的な知識・技術を持った人材を確保できることが重要となる。

このような、専門性や信用性のある事業者を選定するため、価格以外の要素（公立図書館の一部業務委託の運営実績、専門性、企画力、人材育成・研修）を含めた総合的な判断を行うことができる公募型プロポーザル方式を実施する。

## 2 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

土浦市立図書館一部運営業務委託

### (2) 対象施設

- ①土浦市立図書館（土浦市大和町1番1号、アルカス土浦内）
- ②土浦市立図書館三中地区分館（土浦市中村南四丁目8番14号、三中地区公民館内）
- ③土浦市立図書館都和分館（土浦市並木五丁目4824番1、都和公民館内）
- ④土浦市立図書館神立地区分館（土浦市神立町682番54、神立地区コミュニティセンター内）
- ⑤土浦市立図書館新治地区分館（土浦市藤沢982番、新治地区公民館内）

### (3) 委託業務の内容

「令和7年度 土浦市立図書館一部運営業務委託仕様書」のとおり

### (4) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## 3 提案上限額

上限額 469,092,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、本業務の3年間に要する費用の提案上限額とする。また、本業務を遂行する上での概算経費を示すものであり、契約金額とするものではない。

## 4 実施形式

公募型プロポーザル方式

※実施形式は、過去の実績、提案書の内容、見積額等を総合的に比較検討し、最適な業者を選択する提案（以下「プロポーザル」という。）方式により選定する。

## 5 参加資格等

### (1) 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下に挙げる要件を全て満たす者であること。

- ①土浦市の役務に係る競争入札参加資格を有していること。
- ②土浦市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥土浦市請負工事等における暴力団等の排除対策措置要綱（平成20年土浦市告示第136号）に基づく排除措置を受けている状態が継続している者でないこと。
- ⑦関東地方（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）に本社、支社、支店又は営業所を有していること。
- ⑧令和2年度以降（過去5年間）に公立図書館において、運營業務（一部業務、指定管理を含む）を受託している実績を有すること。

### (2) 参加資格等の基準日

参加資格等の基準日は、プロポーザル参加表明書の提出日とする。ただし、その後に参加者が備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

### (3) 応募に関する留意事項

- ①参加者は、プロポーザル参加表明書の提出をもって実施要領の記載内容について承諾したものとみなす。
- ②応募に関して必要な経費は、参加者の負担とする。
- ③参加者から提出される書類の著作権は、原則として書類作成者に帰属するが、本市が必要とする場合は、書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ④提出された書類は返却しないこととする。また、本市が必要とする場合は、追加書類の提供を求めたり、記載内容の聞き取りを行うことがある。

### (4) その他

応募に当たって必要な事項が生じた場合は、参加者に改めて通知する。

## 6 プロポーザル実施スケジュール（予定）

項 目		期 日
(1)	公募開始（市ホームページ掲載）	令和7年 6月23日（月）
(2)	参加表明書受付開始	令和7年 6月23日（月）
(3)	説明会	令和7年 7月 3日（木）
(4)	参加表明に係る質問書の受付開始	令和7年 7月 4日（金）
(5)	参加表明に係る質問書の提出期限	令和7年 7月 8日（火）
(6)	参加表明に係る質問書に対する回答期限	令和7年 7月15日（火）
(7)	参加表明書の提出期限	令和7年 7月22日（火）

(8)	一次審査結果通知書、提案書提出要請書の送付	令和7年 7月29日(火)
(9)	提案書の受付開始	令和7年 7月30日(水)
(10)	提案書の提出における質問書の受付開始	令和7年 7月30日(水)
(11)	提案書の提出における質問書の提出期限	令和7年 8月 1日(金)
(12)	提案書の提出における質問書に対する回答期限	令和7年 8月 6日(水)
(13)	提案書の提出期限	令和7年 8月 8日(金)
(14)	提案書の審査実施日時のお知らせ	令和7年 8月12日(火)
(15)	提案書の審査(プレゼンテーション)	令和7年 8月20日(水)
(16)	審査結果のお知らせ	令和7年 9月 5日(金)
(17)	契約締結(予定)	令和7年10月 下旬

※ 日程については、都合により変更する場合があります。

## 7 説明会

- (1) 開催日時：令和7年7月3日(木) 午後1時30分
- (2) 場 所：土浦市立図書館 研修室3・4
- (3) 申込方法：電子メールにより申込みすること
- (4) 申込期限：令和7年7月1日(火) 午後5時まで
- (5) 留意事項 ①プロポーザル実施要領等に関する質問は、質問書での受付とする。  
②参加人数は1参加者につき3名までとする。  
③実施要領や仕様書等は、各自持参すること。

## 8 応募書類の公表・交付

実施要領等の公募に関する資料・様式等の公表・交付については、土浦市ホームページにおいて公表し、同ホームページからダウンロードすること。

- ①公表・交付期間 公表日から令和7年7月22日(火)まで
- ②URL <https://www.city.tsuchiura.lg.jp>

## 9 参加表明書の提出における質問・回答

- (1) 提出方法：「質問書(様式第1号)」に記載し、電子メールにより提出すること。電話やFAX、来訪による口頭での質問は受け付けない。  
※タイトルは「土浦市立図書館プロポーザル参加表明質問書(社名)」とすること。  
※質問送信後、必ず電話により着信確認をすること。
- (2) 期 限：令和7年7月4日(金)から令和7年7月8日(火) 午後5時まで  
※提出期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (3) 提 出 先：土浦市立図書館
- (4) 回答方法：令和7年7月15日(火)までに、土浦市ホームページに掲載する。

## 10 参加表明書の提出

参加者は、次により提出すること。

- (1) 受付期間：令和7年6月23日(月)から令和7年7月22日(火)まで  
午前10時から午後5時まで(必着)

- (2) 提出先：土浦市立図書館（土浦市大和町1-1アルカス土浦内）
- (3) 提出書類：「参加表明書（様式第2号）」
- (4) 提出方法：持参又は簡易書留による郵送とする。

## 11 提案書の提出における質問・回答

- (1) 提出方法：「質問書（様式第3号）」に記載し、電子メールにより提出すること。電話やFAX、来訪による口頭での質問は受け付けない。
  - ※タイトルは「土浦市立図書館プロポーザル提案質問書（社名）」とすること。
  - ※質問送信後、必ず電話により着信確認をすること。
- (2) 期限：令和7年7月30日（水）から令和7年8月1日（金）午後5時まで
  - ※提出期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (3) 提出先：土浦市立図書館
- (4) 回答方法：令和7年8月6日（水）までに、土浦市ホームページに掲載する。

## 12 提案書の提出

参加者は、次により提出すること。

- (1) 受付期間：令和7年7月30日（水）から令和7年8月8日（金）まで  
（月曜日を除く）午前10時から午後5時まで（必着）
- (2) 提出先：土浦市立図書館（土浦市大和町1-1アルカス土浦内）
- (3) 提出書類：別紙1の「土浦市立図書館一部運営業務委託プロポーザル 提出資料一覧」のとおり
  - ①提出書類は、A4判・縦型・横書き・左綴じを原則とし、A3判の場合は横型とすること。  
下段にページ番号を付して、A4判フラットファイルに綴じること。
  - ②提案書には、参加者を識別でき得る情報（社名・ロゴ・製品名等）を含んではならない。
  - ③提案書は、1提案のみとする。
  - ④見積書が提案上限額を超えたものは失格とする。
  - ⑤見積書には、別添により積算内訳を記載（任意様式）すること。
- (4) 提出方法：持参又は簡易書留による郵送とする。

## 13 審査方法

- (1) 一次審査（参加表明書等審査）

### ①審査の方法

審査は、土浦市立図書館運営業務委託プロポーザル選定検討委員会（以下「選定検討委員会」という。）が定めた参加資格及び評価基準（事業者実績）に基づく書類審査、また評価点による順位付けを行い、一次審査として得点の高い上位3事業者を選定検討する。

なお、同点となった場合は、参加資格の「令和2年度以降の公立図書館の受託実績」の件数が多い者を優先することとする。

ただし、参加者が3事業者に満たない場合又はこの限りではない。

### ②実施日：令和7年7月下旬

### ③結果の通知

審査結果の通知については、令和7年7月29日付文書にて通知するものとする。

なお、参加資格が満たないと判断された者が、その理由についての説明を求めることができる期間は、令和7年8月1日（金）午後5時までとする。ただし、休館日を除く。

## (2) 二次審査（提案書等審査）

- ①審査方法：審査は、選定検討委員会が定めた評価基準に基づき、一次審査において選定された参加者を対象に、提案書等について書類審査及びプレゼンテーションによるヒアリング審査を行い、契約候補者（最優秀者）1者を特定する。
- ②実施日：令和7年8月20日（水）
- ③場所：土浦市立図書館 研修室3・4  
※実施時間については、令和7年8月12日（火）までに提案書の提出者に、電子メールにより通知する。
- ④内容：提案書に基づく説明及び選定検討委員との質疑を行う。
- ⑤制限時間：プレゼンテーションは1参加者につき30分程度（説明20分、質疑10分）とする。  
なお、機材準備に要する時間は制限時間を含めない。
- ⑥発表者：参加者の発表者は3名以内とする。
- ⑦機材：プレゼンテーションの際にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、必要な機材を参加者側が準備すること。なお、スクリーンと延長コードは事務局で準備する。
- ⑧記録：事務局において、ボイスレコーダー等でプレゼンテーションを記録する。
- ⑨傍聴等：プレゼンテーションは非公開とし、また、他の参加者による傍聴は認めない。
- ⑩その他：
  - ・プレゼンテーションは、事前提出した提案書により行うこととし、資料の追加は認めない。
  - ・プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とする。
  - ・参加者の社名や従事者の実名が特定できないように実施すること。
  - ・プレゼンテーションに参加しない場合は、受託意思がないものとして選定から除外する。
  - ・発表した内容は、契約内容に準じて取り扱い、誠意をもって履行すること。

## 14 審査基準

書類審査及びプレゼンテーションの内容について、別紙2の「土浦市立図書館一部運営業務委託プロポーザル評価基準表（以下「評価基準表」という。）」に基づき、選定検討委員会による審査を行い、参加者の順位及び契約候補者を特定する。

- ・合格点は、全委員の評価点数の合計の6割以上とする。
- ・評価が同点となった場合は、次の手順に従い、順位をつけるものとする。
  - 第1手順：評価基準表の「見積額」の得点が高い者
  - 第2手順：「見積額」が低額の者
- ・1者のみの参加表明であった場合、その提案書等の内容を同様に審査し、評価点数の合計が6割以上であれば、契約候補者として特定するに足りるものと判断し、その者を契約候補者として特定する。

## 15 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和7年9月5日付文書にて全参加者に通知する。ただし、各評価項目の点数及び評価値を算出するための計算式は公開しないものとする。また、審査結果に対する問い合わせには応

しないものとする。

また、二次審査後の結果は、業務名、契約候補者として特定した者及び評価結果（参加者名・総合評価及び結果）について、土浦市ホームページにより公表する。ただし、契約候補者以外の参加者名は掲載しないこととする。

## 16 提出書類の取扱い

- (1) 提案書等の提出後は、提案書等に記載された内容の変更は認めない。
- (2) 提出されたすべての提案書等は返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (4) 提出されたすべての提案書等（(3)の複製を含む。）は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (5) 提出された提案書等は、土浦市情報公開条例（平成20年9月24日条例第28号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、提出者の同意が得られない場合はこの限りでない。

## 17 失格事項

以下のいずれかに該当した場合には、選定検討委員会において協議の上、失格となることがある。

- ①参加資格要件を満たしていない場合。
- ②提出書類に虚偽の記載がある場合。
- ③提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- ④見積金額が提案上限額469,092,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えている場合。
- ⑤二次審査に欠席した場合。
- ⑥選定検討結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- ⑦選定検討委員会の委員長又は委員に直接、間接を問わず接触や連絡を行った場合。
- ⑧関係市職員に接触（公募に関する質問等、正当な行為を除く。）や連絡を行った場合。
- ⑨その他、選定検討委員会において不相当と認められた場合。

## 18 契約等

本プロポーザルによる検討の結果特定した契約候補者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。最優秀者である契約候補者が辞退、その他の理由で契約に至らなかった場合、審査により次点者を優秀者として特定し契約を行う場合がある。

## 19 その他

- (1) 提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参考資料（図書館要覧等）は、土浦市立図書館ホームページよりダウンロードすること。
- (3) 本業務を委託する相手方の決定については、検討の結果特定された契約候補者を対象として内部手続きを経た上で決定するので、契約候補者の特定をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。

- (4) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して土浦市の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 参加申込後に辞退する場合は、「参加辞退届（様式第8号）」を提出すること。

## 20 問い合わせ先及び提出先

〒300-0036 土浦市大和町1-1 アルカス土浦内

土浦市立図書館 管理係

TEL 029-822-3025 FAX 029-822-3316

メールアドレス：library@city.tsuchiura.lg.jp